

1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

① 事業所における幼齢の犬猫の管理体制

- ☐ 幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、健康状態について、1日 回確認を行う。
- ☐ 健康状態を記録するための個体ごとの台帳(データベース)を作成し、従業員間で共有する。
- ☐ 幼齢犬猫及び母犬猫専用スペースを設けている。
- ☐ その他

② 獣医師等との連携

- ☐ かかりつけ獣医師(動物病院)は以下のとおりである。

☐ ワクチン	動物病院名	
☐ 健康診断	住所 又は	
☐ 帝王切開	連絡先	
☐ 病気の治療		
☐ ワクチン	動物病院名	
☐ 健康診断	住所 又は	
☐ 帝王切開	連絡先	
☐ 病気の治療		

- ☐ その他

2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

① 譲渡先や
飼養施設等
の確保

【申請者(所有者)による終生飼養】

- ☐ 事業所内に基準省令に基づいた専用の飼養場所を設ける。
- ☐ 事業所以外の場所に基準省令に準じた専用の飼養場所を設ける。
(飼養場所住所(予定地): _____)
- ☐ 申請者及び従業員による終生飼養が困難になった場合は、譲渡先を確保する。
(想定譲渡先: _____)

【希望者を募集し、譲渡する】

(可能性のあるものは全て✓を入れてください。但し、Bは必ず最低限1つは入れること)

A(事業所で個別に直接譲渡)

- ☐ 従業員
- ☐ 家族・親戚・友人
- ☐ 一般 (募集手段: _____)
- ☐ その他(_____)

B(事業所以外の者と協力して定期的に譲渡)

- ☐ 系列店舗や近隣ペットショップ等(動物取扱業者)と協力

協力対象 事業所	
具体的内容	
所在地	
電話番号	

- ☐ 動物愛護団体と協力

団体名又は 代表者名	
所在地	
電話番号	

	☐ その他
② 需給調整等 譲渡以外の頭数 削減の具体的方 法について記載。	(可能性のあるものは全て✓を入れてください。但し、必ず最低限1つは入れること) ☐ 系列店舗と犬猫等の頭数を調整する。具体的には、 「 _____ 」 ☐ 繁殖数を抑制する。具体的には、 「 _____ 」 ☐ 仕入れ数を抑制する。具体的には、 「 _____ 」 ☐ その他

3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法	
① 幼齢犬猫等の飼養及び保管方法	☐ 生後[]日までの間は、親兄弟等と共に飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する 販売制限日齢以上の日数を設定。 ☐ 親兄弟と共に基準を満たす広さのケージ等で飼養する。 ☐ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせる。 ☐ ケージ等の清掃は1日に[]回以上行う。 清掃は1日1回以上、消毒は週 ☐ ケージ等の消毒は週に[]回以上行う。 1回以上行ってください。 ☐ 散歩や広場での運動など、十分な運動の機会を設ける。 (1日当たり [] 分程度) ☐ 幼齢の犬猫等については、かかりつけ獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種等、疾病の予防措置を行う。 ☐ マイクロチップ装着の目的や所有者情報の登録及び更新の方法について購入者に説明する。 ☐ 他の施設から導入した犬猫等は、他の個体とは別のケージ等において []日以上観察し、感染症のおそれが無いことを確認する。 ☐ その他

② 繁殖方法 ※繁殖を行わない場合は空欄。	☐ 繁殖に供する年齢は□□歳から□□歳までとする。 ☐ 7歳まで可となる生涯繁殖回数 (7歳に達した時点で犬:6回未満、猫:10回未満) ☐ 交配・出産等の情報を繁殖実施状況記録台帳に記載し、5年間保管する。 ☐ 帝王切開を実施する場合は、獣医師による出生証明書と診断書の交付を受け、これを5年間保管する。 ☐ 繁殖に供する犬猫については、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受ける。 ☐ 遺伝性疾患等の問題が生じる可能性が高い組み合わせによる繁殖は行わない。 ☐ 出生後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。 ☐ その他
③ 幼齢犬猫等の展示方法 ※展示を行わない場合は空欄。	☐ 午後□□時から午前□□時までは生後1年に満たない犬猫等の展示を行わない。 ☐ 展示時間中は□□時間ごとにおおむね□□分休憩させる。 ☐ 毎日、展示前に健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。 ☐ 顧客に対し、ケージ等を叩かない、大声を出さない等の注意喚起を行う。 ☐ その他